

お取引口座開設基準（取引開始基準）

当社では、お客さまの実情に適合したお取引をしていただくために、次に掲げる要件をすべて満たすお客さまに限り、お取引口座開設のお申し込みを受け付けております。

その後当社において口座開設審査を行います。審査の結果によっては、口座開設のご希望に添いかねることもありますのであらかじめご了承ください。

※本取引開始基準は「商品先物取引—通常取引」に適用されます。

※当社における審査の結果、お客さまのお取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

【個人のお客さまの場合】

- (1) お客さまご自身の判断と責任により商品取引を行うことができること
- (2) 年齢が満20歳以上満75歳未満であること
- (3) 年齢が満75歳以上の個人にあつては、当社が求める書面の提出があること
- (4) 一定以上の収入及び資産を有すること
- (5) 年収が500万円未満（年金等含まず）の個人にあつては、当社が求める書面の提出があること
- (6) 商品先物取引の経験が、直近3年以内に90日以上取引経験がある個人、または商品デリバティブ取引等の取引経験がある個人。なお、取引経験のない個人にあつては、当社が求める書面の提出があること
- (7) 日本国内に居住していること
- (8) 日本語でのコミュニケーションがとれること
- (9) 商品先物取引のリスク・仕組みを十分に理解していること
- (10) 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業等、当社の定める個人情報情報を正確に提供されること
- (11) 電話により、常時連絡がとれること
- (12) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (13) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること
- (14) その他、当社が定める基準を満たしていること

【法人のお客さまの場合】

- (1) 日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること
- (2) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと
- (3) 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること
- (4) 当社からの電話で常時連絡をとることができること
- (5) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (6) 振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること
- (7) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること
- (8) その他、当社が定める基準を満たしていること

＜取引担当者の設定基準＞

- (1) 取引担当者と法人代表者は同一でも可能です
- (2) 取引担当者は法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること
- (3) 日本国内に居住し、日本語によるコミュニケーションがとれること
- (4) 口座名義人である法人に籍があること
- (5) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (6) その他当社が定める基準を満たしていること

※口座名義はご本人名義に限ります。仮名、借名と思われる口座の開設はお断りしています。

以上

平成23年 2月 1日